第二十四条の二第一項中「、第三十九条第一項」の下に「、第四十四条第五項及び第七項」を、「第四十四条の二第八項」の下に「、第四十八条の七第一項」を加え、「第六十九条第一項及び第三項」を「第六十九条第一項」に改める。

第三十七条第一項中「交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める」を「次に掲げる」に改め、「指定して道路」の下に「（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二　幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合

三　災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

第三十九条の七の次に次の二条を加える。

（占用物件の管理）

第三十九条の八　道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）の維持管理をしなければならない。

（占用物件の維持管理に関する措置）

第三十九条の九　道路管理者は、道路占用者が前条の国土交通省令で定める基準に従つて占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第四十条第一項中「道路の占用をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占用物件」という。）」を「占用物件」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四十四条第三項中「虞」を「おそれ」に改め、同条に次の三項を加える。

5　道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

6　前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7　前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第四十七条の二第一項中「第七十二条の二第一項」を「第七十二条の二第二項」に改める。

第三章第八節中第四十八条の二十五を第四十八条の二十八とする。

第四十八条の二十四中「第四十八条の二十一各号」を「第四十八条の二十四各号」に改め、同条を第四十八条の二十七とする。

第四十八条の二十三を第四十八条の二十六とし、第四十八条の二十から第四十八条の二十二までを三条ずつ繰り下げる。

第三章第七節中第四十八条の十九を第四十八条の二十二とし、第四十八条の十八を第四十八条の二十一とする。

第四十八条の十七第一項中「又は施設（以下」の下に「この項において」を加え、「第四十八条の十九」を「第四十八条の二十二」に改め、同条を第四十八条の二十とする。

第三章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二　重要物流道路

（重要物流道路の指定）

第四十八条の十七　国土交通大臣は、道路の構造、貨物を積載する車両（以下「貨物積載車両」という。）の運行及び沿道の土地利用の状況並びにこれらの将来の見通しその他の事情を勘案して、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（重要物流道路の構造の基準）

第四十八条の十八　重要物流道路に係る第三十条第一項及び第二項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより重要物流道路における貨物積載車両の能率的な運行が確保されるように定められなければならない。

（災害が発生した場合における重要物流道路等の管理の特例）

第四十八条の十九　国土交通大臣は、災害が発生した場合において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する次の各号に掲げる道路について当該各号に定める管理を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められるときは、第十三条第一項、第十五条、第十六条及び第十七条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一　指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの　維持（道路の啓開のために行うものに限る。）

イ　重要物流道路

ロ　重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの

二　都道府県道又は市町村道で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの　災害復旧に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）

2　国土交通大臣は、前項の規定により指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

3　第一項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十条第五項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「因つて」を「よつて」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第十三条第三項の規定による指定区間外の国道の災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

5　第四十八条の十九第一項の規定による指定区間外の国道の維持に要する費用は、当該指定区間外の国道の道路管理者である都道府県の負担とする。

第五十一条の見出し中「工事」を「工事等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十三条第一項中「災害復旧を行う場合」の下に「、指定区間外の国道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合、都道府県道若しくは市町村道の維持若しくは災害復旧に関する工事を行う場合」を加え、「第四項」を「第四項から第六項まで」に改め、同条第二項中「同条第四項」を「同条第六項」に改める。